

介護老人福祉施設入居契約書

社会福祉グラディーレ

特別養護老人ホーム 青葉の郷

指定介護老人福祉施設入所契約書

様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人グラディーレ 施設長 阿久津努（以下「事業者」という。）は、特別養護老人ホーム 青葉の郷（以下「当施設」という。）における居室及び共有施設等を使用し生活をするとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1.事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
- 2.契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用設備・備品等を提供いたします。又第3条及び第4条に定める介護サービスを提供いたします。
- 3.事業者が契約者に対して実施する介護サービスの内容（ケアプランを含む）（以下「施設サービス計画」という。）は、『サービス計画書』に定めるとおりとします。
- 4.契約者は、第14条に定める契約の終了がない限り、居室・共用設備・備品等を利用できるものとし、本契約に定めるところに従いサービスを利用できるものとします。

第2条（施設サービス計画の決定・変更）

- 1.事業者は、当施設の計画担当介護支援専門員に第1条第3項に定める「施設サービス計画」の作成を担当させるものとします。
- 2.「施設サービス計画」は、計画担当介護支援専門員が計画内容について契約者及び身元引受人に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3.事業者は、要介護認定有効期間（通常6カ月）に1回、もしくは契約者の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、「施設サービス計画」について変更の必要があるかどうかを調査させ、変更の必要があると認められた場合には、契約者及び身元引受人と協議して、「施設サービス計画」を変更するものとします。
- 4.事業者は、「施設サービス計画」を変更した場合には、契約者及び身元引受人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条（介護保険給付対象サービス）

事業者は介護保険給付対象サービスとして、当施設において契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・精神的ケア、共同生活上の便宜、日常生活上のお世話、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスを提供するものとします。

第4条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1.事業者は介護保険給付対象外の以下のサービスを提供するものとします。
 - (1) 食事の提供
 - (2) 居住の提供
 - (3) 利用者が必要とする特別な食事の提供
 - (4) 理美容サービス
 - (5) 教養娯楽設備等の提供及びレクリエーション行事
 - (6) 個人私用の家電製品の持ち込み(電気代利用者負担)
- 2.前項の他、事業者は個人の要望により外出、買い物、外食などの付き添いのサービス。
- 3.上記2項のサービスの利用料金は、契約者が全額負担するものとします。
- 4.事業者は第1項及び第2項に定める各種の介護サービスの提供について、必要に応じて契約者

及び家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第5条（利用者等への説明）

1. 事業者は、本契約書の内容の説明を契約者だけでなく家族に対しても同様に行うものとする。
2. 契約者は、本契約に基づいて事業者が行う介護サービス内容の説明及び報告等について、身元引受人、家族等へ適宜説明を行うよう求めることが出来るものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金の支払い）

1. 契約者は、第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金の自己負担分（サービス利用料金の1割又は2割又は3割）を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、利用者はサービス利用料金をいったん全額支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
2. 契約者は、第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
3. 前項の他、契約者はご自身の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
4. 上記3項目に定めるサービス利用料金は毎月末で計算し、契約者はこれを翌月27日までに契約者と事業者で合意した方法で支払うものとします。
5. 1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第7条（利用料金の変更）

1. 契約者の要介護状態の区分に変更があった場合は、「重要事項説明書」に記載された該当額に変更することとします。
2. 契約者の経済的事情の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
3. 介護保険法令等関係諸法令の改正により利用料金に変更があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
4. 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとします。
5. 前3項、前4項を適用する場合は、契約者に事前に通知するものとします。
6. 契約者は、前2項から3項が適用された場合、変更に同意することができない時は、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
2. 事業者は契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の基、利用者からの聴取・確認の上で必要な介護サービスを提供するものとします。
3. 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、当該利用者の身体的拘束・行動等を制限する事があります。
4. 事業者は、契約者が受けている要介護認定有効期間の満了日30日前までに、要介護認定更新申請の援助を行うものとします。

- 5.事業者は、契約者の心身の状況等を適宜、家族等に報告するとともに、要介護認定の更新等により、契約者の要介護度が変更になった場合は、契約者、身元引受人及び家族に連絡することとします。
- 6.事業者は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管いたします。利用者、家族、身元引受人もしくはその代理人は該当する記録を閲覧し、複写することが出来ます。

第9条（守秘義務等）

- 1.事業者、サービス従事者及び従業員は、介護サービスを提供する上で知り得た契約者又は利用者の家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2.事業者は、契約者に医療上、緊急性がある場合には、医療機関等に契約者に関する情報を提供できるものとします。

第四章 契約者及び利用者の義務

第10条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1.契約者は、居室・共用施設及び敷地等をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2.契約者は事業者及びサービス従事者がサービスの実施及び安全衛生等の理由で、利用者の居室内に立ち入り、必要な介護サービス及び措置を行うことを認めるものとします。但し、その場合事業者及びサービス従事者は契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
- 3.契約者が、施設・設備・備品等について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損等を行った場合には、契約者の負担により原状に復するか、又は相当の代金を支払うものとします。
- 4.契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及び身元引受人と事業者は協議により、居室又は共用施設・設備等の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第11条（損害賠償責任）

- 1.事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に与えた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に過失が認められる場合は、契約者の置かれた心身の状況等を斟酌して、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2.事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第12条（事業者が損害賠償を行わない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1)契約者及び身元引受人が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- (2)契約者及び身元引受人が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- (3)契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを要因としない事由により発生した損害
- (4)契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

第 13 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施が不可能になった場合）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・天災等その他自己の責に帰すべからざる事由により介護サービスの実施ができなくなった場合は、すべての介護サービスを停止いたします。
料金の請求は既に実施したサービスのみの金額を請求するものといたします。

第六章 契約の終了

第 14 条（契約の終了事由）

契約者及び事業者は、以下の各号に該当する場合、本契約が終了したものとみなします。

- (1) 契約者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により契約者の心身の状態が自立又は要支援と判定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産もしくは、はやむを得ない事由により当施設を封鎖した場合
- (4) 当施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 第 15 条から第 17 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第 15 条（契約者からの中途解約等）

1. 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
2. 契約者は、第 16 条第 3 項の場合及び入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
3. 契約者が第 1 項の通知を行わずに、居室から退去した場合には、事業者は契約者の解約の意思を確認するものとします。
4. 前項において、契約者が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。
5. 本条における利用料金の請求は第 6 条第 5 項の規定を準用します。

第 16 条（契約者からの即時契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、即時本契約を解除することができます。

1. 介護保険給付対象サービス又は介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
2. ご利用者が入院された場合
3. 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護サービスを実施しない場合
4. 事業者もしくはサービス従事者が第 9 条に定める守秘義務に違反した場合
5. 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財産・信用・名誉等を傷つけた場合
6. 著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
7. 他の利用者が契約者の身体・財産・信用・名誉等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者及びサービス従事者が適切な対応をとらない場合

第 17 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の各事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

1. 契約者及び身元引受人が、契約締結時に契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行いその結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じ

させた場合

- 2.第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3.契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用・名誉等を傷つけた場合
- 4.契約者が著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 5.契約者が連続して1カ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- 6.契約者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

第18条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し契約者が当施設を退所する場合は、契約者の希望により事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために以下の援助を速やかに行うものとします。

- 1.適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 2.居宅介護支援事業者の紹介
- 3.その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第19条（契約者の入院に係る取り扱い）

- 1.契約者が病院又は診療所に入院した場合、1カ月以内に退院出来れば、退院後も再び当施設に入所できるものとします。但し、入院時に予定された日より早く退院した場合で、退院時に当施設の受入準備が整っていない時には、他事業者のショートステイサービス等を紹介させて頂き、ご利用いただく場合があります。
- 2.契約者の入院が1ヶ月を超える場合は第17条第6項に基づき契約を解除する場合があります。この場合、入院期間が3ヶ月以内であれば退院後も再び優先的に入所することができるものといたします。但し、入院期間が3ヶ月を超えた場合は再び当施設に優先的に入所することはできません。
- 3.契約者が病院又は診療所に入院した後6日以内に退院した場合は、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金（自己負担分）を事業者に支払うものとします。ただし7日を越える入院であっても所定のサービス利用料金負担は6日分までを上限とします。しかし、7日を越える入院であっても、居室が確保されている場合は、所定の居住費を事業者に支払うものとします。

第20条（居室の明け渡し—精算—）

- 1.第14条により本契約が終了する場合、契約者はすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第10条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2.契約者が、契約終了日までに居室を明け渡さない場合、又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間の所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。
- 3.契約者が第18条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで契約者の居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
- 4.第1項の場合に、1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第6条第5項を準用します。

第21条（身元引受人）

契約者から当施設への情報の提供、当施設から連絡(様態変化の連絡、役所等からの連絡、請求書・領収書等の発送)の為、又債務の保証人として身元引受人を定めることとします。

- 1.身元引受人は、家族、親族、若しくは法律で定められた後見人となります。

- 2.事業者は、本契約が終了した後、契約者の残置物や施設への債務等がある場合には、身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 3.身元引受人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物の引き取り及び1ヵ月以内に債務の履行をするものとします。又特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。
- 4.事業者は、前項但し書の場合を除いて、身元引受人が引き取りに必要な相当期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を強制的に身元引受人に引き渡すか、事業者が処分できるものとします。但し、その引き渡し又は処分に係る費用は身元引受人の負担とします。
- 5.事業者は、前項の費用について身元引受人からの支払いが行われない場合、及び債務の履行がない時には、法的に解決を図るものとします。

第22条（一時外泊）

- 1.契約者は、事業者の同意を得た上で、外泊することができます。この場合、契約者又は家族、親族、後見人等が外泊開始日の2日前までに事業者に届け出るものとします。
- 2.前項に定める外泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金の自己負担分を事業者に支払うものとします。

第七章 その他

第23条（事故発生時の対応）

- 1.事業者は、介護サービスの提供により事故が発生した場合は、契約者又は利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。
- 2.事業者は、介護サービスの提供により重大な事故（医療機関等の受診を伴う）が発生した場合は、市町村及び宮城県、契約者又は利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。
- 3.事業者は、前1項及び2項の事故又は重大な事故の状況及び事故に際して採った処置を記録することとします。
- 4.事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとします。

第24条（苦情処理）

事業者は、介護サービスの苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第25条（協議事項）

事業者は本契約に定められていない事項について問題が生じた場合は、介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議し問題を解決するための努力を行うものとします。

